

ご夫婦を同時に保障する団体定期保険

# 日本税理士共済会のおしどり保障

— 新規募集のご案内 —

保険料率が改定されました。前年度と比べて負担金が下がります。

申込締切日

2018年9月21日(金)

●税理士とその配偶者のみが加入できる“ご夫婦の生命保障”

●死亡・高度障害保険金 最高 税理士本人 1,500万円  
配偶者 500万円

●保険期間は1年間(2018年12月1日～2019年11月30日)  
毎年見直せる掛け捨て保険でライフプランに合った保障を準備できます。

●「配分金」(配当金) 払戻し

1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配分金としてお支払いします。

※配分金は、ご加入者数、加入率、支払保険金額の多少、引受保険会社の決算等により毎年変動しますので、将来のお支払いをお約束するものではありません。

※中途加入の場合、半年分の負担金に対する配分金を払戻しします。

ご意向(ニーズ)確認のお願い

「団体定期保険」へのご加入に際しまして、申込者さまのご意向(ニーズ)に合致しているかのご確認をお願いいたします。以下の「ご確認事項」をご確認のうえ、お手続きください。

..... ご確認事項 .....

この保険は、死亡または所定の高度障害状態になった場合の保障を主な目的とする生命保険です。「特に重要なお知らせ(契約概要)」、「特に重要なお知らせ(注意喚起情報)」ならびに「当パンフレット」に記載されているこの保険商品の保障内容、負担金、保険期間、保険金額等について申込者さま全員(配偶者含む)のご意向(ニーズ)に合致しているかをご確認のうえ、お申し込みください。

- 申込方法 同封の「おしどり保障加入申込書」に必要事項をご記入・押印のうえ、返信用封筒にて共済会宛にお送りください。(口座振替依頼書を送付します)
- 申込提出先 日本税理士共済会
- 責任開始期 2018年12月1日

お申し込み／お問い合わせは

にちせいきょうさい  
日本税理士共済会

〒141-0032 東京都品川区大崎 1-11-8 日本税理士会館 5F

TEL.03-5740-0321 FAX.03-5740-0323

e-mail jim@zeirishikyosai.com URL http://www.zeirishikyosai.com

## 制度の内容と取扱い

### ● 新規にご加入いただける方

本人：日本税理士共済会会則第5条（\*1）に規定する税理士で、健康で正常に業務に従事されている2018年12月1日現在、満18歳以上65歳6ヶ月以下（昭和28年6月2日以降生まれ）の方。

配偶者：上記の配偶者で、健康に日常生活を営んでいる2018年12月1日現在、80歳6ヶ月以下（昭和13年6月2日以降生まれ）の方。

※本制度は、ご夫婦でご加入いただく制度です。本人のみ、配偶者のみでの加入はできません。

※配偶者の加入は被保険者となることへの同意が前提となります。

### ● 責任開始期（加入日）・保険期間

・責任開始期（加入日）は2018年12月1日です。

・保険期間は2018年12月1日から2019年11月30日までの1年間です。以後、1年ごとに更新します。

（以降は、特にお申し出のない限り、更新時80歳6ヶ月以下まで毎年自動的に更新します。また、ご加入後にお体を悪くされても、更新直前の保険金額と同額以下かつ年齢による制限以下で更新できます）

### ● 配分金（配当金）

1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配分金としてお支払いします。

※配分金は、ご加入者数、加入率、支払保険金額の多少、引受保険会社の決算等により毎年変動しますので、将来のお支払いをお約束するものではありません。

### ● 中途加入・脱退

・契約更新は年1回（12月1日）、中途加入は6月1日に可能です。中途加入の場合、責任開始期は6月1日、保険期間は6月1日から11月30日までとなり、以後12月1日から1年ごとに更新します。

・80歳6ヶ月を超えた方は保険期間満了の日をもって脱退となります。ただし、配偶者の方が先に80歳6ヶ月を超えた場合は、税理士本人は「本人」の負担金のみで継続することができます。（税理士本人が先に80歳6ヶ月を超えた場合は配偶者も同時脱退となります）

・日本税理士共済会会則第7条（\*2）により共済会会員資格を喪失した方は脱退となります。（配偶者も同時脱退となります）

・税理士本人が本制度から脱退（死亡・高度障害を含む）した場合は、配偶者も同時脱退となります。

（配偶者が死亡・高度障害となった場合、税理士本人は本人の負担金のみで継続することができますが、その際、弔慰金受取人を再指定いただきます）

・脱退された場合、その時点で保障はなくなります。ただし、保険料期間中は保障が継続されます。

### ● 弔慰金（保険金）受取人

・税理士本人が亡くなった場合は配偶者が受取人となります。

・配偶者が亡くなった場合は税理士本人が受取人となります。

・本人と配偶者が同時に亡くなった場合は、法定相続人が受取人となります。

・高度障害保険金の場合は被保険者が受取人となります。

・遺言による受取人の変更はできません。

日本税理士共済会 会則より抜粋

（会員）

\*1 第5条 本会の会員とは、本会が実施する諸制度に加入している次の者をいう。

1. 税理士
2. 税理士の配偶者及び使用者等並びに税理士法人の使用者
3. 日本税理士会連合会、各税理士会、税理士関連団体、及びその使用者

第5条の2（省略）

（資格の喪失）

\*2 第7条 会員又は準会員は、次の各号のいずれかに該当し、加入する全ての制度から脱退した場合にその資格を喪失し、所定の給付を受けるほかは何らの権利を有しない。

1. 死亡したとき
2. 第5条又は第5条の2に規程する者でなくなったとき
3. 所定の負担金又は掛金を各制度に定める期間を超えて滞納したとき
4. 本会に退会の届出をしたとき

## 保障内容と負担金

### ● 保障内容

#### 弔慰金（死亡保険金）の種類

税理士本人：1,500万円、1,000万円、500万円（3種類）

配偶者：500万円、400万円、300万円、200万円、100万円（5種類）

1,500万円の方が更新時に70歳6ヶ月を超えたときは上限1,000万円になります。

1,000万円の方が更新時に75歳6ヶ月を超えたときは500万円になります。

更新時に65歳6ヶ月を超えた方（税理士本人）は、弔慰金（死亡保険金）の増額ができません。

（配偶者の方は年齢による種類の制限はありません）

### ● 支払事由

弔慰金（死亡保険金）：保険期間中に死亡した場合に、弔慰金（死亡保険金）をお支払いします。

高度障害保険金：責任開始期以後の傷害または疾病を直接の原因として、保険期間中に所定の高度障害状態のうちいずれかに該当する状態になったとき、高度障害保険金をお支払いします。

※保険金が支払われない場合があります。詳しくは「その他のご案内」を参照ください。

### ● 負担金の算出方法

右の負担金表 A表（税理士本人）、B表（配偶者）の合計が負担金となります。

税理士本人 【A表】	+	配偶者 【B表】	=	負担金額 【A表】+【B表】
円		円		円

# 保険料率が改定されました。前年度と比べて負担金が下がります。

## 負担金表 (6ヶ月分\*1回あたり振替金額)

(単位：円)

(単位：円)

A 税理士本人			甲慰金 (死亡保険金)		
保険年齢	生年月日	性別	500万円	1,000万円	1,500万円
18～35歳	昭和58年6月2日～平成12年12月1日	男	4,590	9,180	13,770
		女	3,590	7,180	10,770
36～40歳	昭和53年6月2日～昭和58年6月1日	男	5,355	10,710	16,065
		女	4,795	9,590	14,385
41～45歳	昭和48年6月2日～昭和53年6月1日	男	6,620	13,240	19,860
		女	5,475	10,950	16,425
46～50歳	昭和43年6月2日～昭和48年6月1日	男	8,705	17,410	26,115
		女	7,000	14,000	21,000
51～55歳	昭和38年6月2日～昭和43年6月1日	男	11,855	23,710	35,565
		女	8,825	17,650	26,475
56～60歳	昭和33年6月2日～昭和38年6月1日	男	16,320	32,640	48,960
		女	10,705	21,410	32,115
61～65歳	昭和28年6月2日～昭和33年6月1日	男	24,025	48,050	72,075
		女	13,615	27,230	40,845
66～70歳	昭和23年6月2日～昭和28年6月1日	男	34,755	69,510	104,265
		女	17,735	35,470	53,205
71歳	昭和22年6月2日～昭和23年6月1日	男	44,930	89,860	
		女	22,935	45,870	
72歳	昭和21年6月2日～昭和22年6月1日	男	49,515	99,030	
		女	25,345	50,690	
73歳	昭和20年6月2日～昭和21年6月1日	男	54,835	109,670	
		女	28,170	56,340	
74歳	昭和19年6月2日～昭和20年6月1日	男	61,010	122,020	
		女	31,285	62,570	
75歳	昭和18年6月2日～昭和19年6月1日	男	68,300	136,600	
		女	34,665	69,330	
76歳	昭和17年6月2日～昭和18年6月1日	男	76,885		
		女	38,490		
77歳	昭和16年6月2日～昭和17年6月1日	男	87,030		
		女	42,960		
78歳	昭和15年6月2日～昭和16年6月1日	男	98,995		
		女	48,365		
79歳	昭和14年6月2日～昭和15年6月1日	男	112,810		
		女	54,895		
80歳	昭和13年6月2日～昭和14年6月1日	男	128,425		
		女	62,715		

B 配偶者			甲慰金 (死亡保険金)				
保険年齢	生年月日	性別	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円
18～35歳	昭和58年6月2日～平成12年12月1日	男	918	1,836	2,754	3,672	4,590
		女	718	1,436	2,154	2,872	3,590
36～40歳	昭和53年6月2日～昭和58年6月1日	男	1,071	2,142	3,213	4,284	5,355
		女	959	1,918	2,877	3,836	4,795
41～45歳	昭和48年6月2日～昭和53年6月1日	男	1,324	2,648	3,972	5,296	6,620
		女	1,095	2,190	3,285	4,380	5,475
46～50歳	昭和43年6月2日～昭和48年6月1日	男	1,741	3,482	5,223	6,964	8,705
		女	1,400	2,800	4,200	5,600	7,000
51～55歳	昭和38年6月2日～昭和43年6月1日	男	2,371	4,742	7,113	9,484	11,855
		女	1,765	3,530	5,295	7,060	8,825
56～60歳	昭和33年6月2日～昭和38年6月1日	男	3,264	6,528	9,792	13,056	16,320
		女	2,141	4,282	6,423	8,564	10,705
61～65歳	昭和28年6月2日～昭和33年6月1日	男	4,805	9,610	14,415	19,220	24,025
		女	2,723	5,446	8,169	10,892	13,615
66～70歳	昭和23年6月2日～昭和28年6月1日	男	6,951	13,902	20,853	27,804	34,755
		女	3,547	7,094	10,641	14,188	17,735
71歳	昭和22年6月2日～昭和23年6月1日	男	8,986	17,972	26,958	35,944	44,930
		女	4,587	9,174	13,761	18,348	22,935
72歳	昭和21年6月2日～昭和22年6月1日	男	9,903	19,806	29,709	39,612	49,515
		女	5,069	10,138	15,207	20,276	25,345
73歳	昭和20年6月2日～昭和21年6月1日	男	10,967	21,934	32,901	43,868	54,835
		女	5,634	11,268	16,902	22,536	28,170
74歳	昭和19年6月2日～昭和20年6月1日	男	12,202	24,404	36,606	48,808	61,010
		女	6,257	12,514	18,771	25,028	31,285
75歳	昭和18年6月2日～昭和19年6月1日	男	13,660	27,320	40,980	54,640	68,300
		女	6,933	13,866	20,799	27,732	34,665
76歳	昭和17年6月2日～昭和18年6月1日	男	15,377	30,754	46,131	61,508	76,885
		女	7,698	15,396	23,094	30,792	38,490
77歳	昭和16年6月2日～昭和17年6月1日	男	17,406	34,812	52,218	69,624	87,030
		女	8,592	17,184	25,776	34,368	42,960
78歳	昭和15年6月2日～昭和16年6月1日	男	19,799	39,598	59,397	79,196	98,995
		女	9,673	19,346	29,019	38,692	48,365
79歳	昭和14年6月2日～昭和15年6月1日	男	22,562	45,124	67,686	90,248	112,810
		女	10,979	21,958	32,937	43,916	54,895
80歳	昭和13年6月2日～昭和14年6月1日	男	25,685	51,370	77,055	102,740	128,425
		女	12,543	25,086	37,629	50,172	62,715

※上記負担金は概算であり、申込締切後の正規負担金と募集時の概算負担金が異なった場合は、初回から正規負担金を適用します。

※この負担金は、加入時の金額で、継続の時は、更新時の保険年齢層に変わります。

※税理士本人の新規加入は65歳までです。(赤枠内の数字は継続の場合です。)

※税理士本人の甲慰金(死亡保険金)500万円は80歳、1,000万円は75歳、1,500万円は70歳まで継続更新することができます。ただし、66歳以上の方は、甲慰金(死亡保険金)の増額はできません。

※保険年齢とは、2018年12月1日現在を基準に満年齢で計算し、1年未満の端数については6ヶ月を超えるものは切り上げ、6ヶ月以下のものは切り捨てます。

※上記負担金には甲慰金(死亡保険金)100万円あたり360円の制度運営費が含まれています。

## 払込方法

- 年2回(11月・5月のそれぞれ23日、金融機関休業日の場合は翌営業日)、ご指定の銀行口座より自動振替いたします。(領収証の発行はいたしません)
- 払い込んだ負担金はお返できません。
- 新規ご加入者には、後日「被保険者証」をお送りします。
- 現金・小切手による直接払い込みは事務処理の都合上ご遠慮願います。
- 毎年11月の振替前に「振替のご案内」をお送りします。(年1回のみお送りしております)

## 特に重要なお知らせ（注意喚起情報） 団体定期保険

- この『特に重要なお知らせ（注意喚起情報）』は、ご加入のお申込みに際して特にご注意ください事項を記載しております。ご加入前に必ずお読みいただき、申込者全員（配偶者を含む）が内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。
- 各項目の詳細につきましては、当パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。また、4ページの「特に重要なお知らせ（契約概要）」についてもご確認ください。

### 告知に関する重要事項

以下の事項は、加入申込者ご本人に正しく告知いただくため重要なことから記載しております。告知を行う前に必ずご確認ください。告知書は重要な書類であるため、申込者ご自身で必ず写しをとり、保管してください。

#### 1. 健康状態について、加入申込者ご本人がありのままを告知してください（告知義務）。

現在および過去の健康状態等について、ありのままをお知らせいただくことを告知といい、加入申込者ご本人には告知をしていただく義務があります。生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態の良くない方等が無条件に加入された場合、保険料負担の公平性が保たれません。ご加入のお申込みにあたっては、過去の傷病歴、現在の健康状態、身体の障がい状態等、「告知書」で引受生命保険会社がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ（告知）ください。また、告知に関する各重要事項につきましては、配偶者が加入される場合には、その配偶者にも内容を周知いただきますようお願いいたします。

#### 2. 生命保険会社の職員・保険契約者等の職員等へお話ししたいても告知したことになりません。

生命保険会社の職員（営業職員・コールセンター担当者等）・保険契約者等の職員等は告知を受領する権利がなく、口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりません。告知をされる場合は、引受生命保険会社所定の書面「告知書」をご提出ください。

#### 3. 傷病歴があった場合にも、全てのお申込みをお断りするものではありません。

引受生命保険会社では、保険契約者間の公平性を保つため、加入申込者のお身体の状態すなわち保険金等のお支払いが発生するリスクに応じた引受対応を行っております。傷病歴等がある場合でも、その内容によってはお引受けすることがありますので、ありのままに正確に告知してください。

#### 4. 告知義務に違反された場合、ご契約を解除させていただき、保険金をお支払いできないことがあります。

告知いただくことからは、告知書に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合「告知義務違反」としてご契約が解除されることがあり、保険金が支払われない場合があります。また、既に払い込まれた負担金については、返金されない場合があります。なお、上記の場合以外にも、ご加入時の状況等により、保険金が支払われない場合があります。例えば、「現在の医療水準では治癒が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症等について故意に告知をされなかった場合」等、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消しを理由として、保険金をお支払いできないことがあります。告知義務違反による解除の対象外となる1年経過後にも取消しとなる場合があります。また、取消しとなった場合には既に払い込まれた負担金については返金されません。

### ご加入にあたっての重要事項

#### 1. お申込みの撤回について

この保険へのご加入のお申込みの撤回はお取り扱いができない場合がありますので、保険契約者へお問い合わせください。

#### 2. 責任開始期について

- ・ご提出いただいた加入申込書兼告知書に基づき、引受生命保険会社にご加入を承諾した場合、引受生命保険会社は所定の「加入（増額）日」から保険契約上の責任を負います。ただし、所定の要件（加入者数等）を満たさない場合、保険契約は効力を発生しません。（更新できません。）
- ・生命保険会社職員・代理店等には保険への加入を決定し、責任を開始させるような代理権はありません。

#### 3. 遺言による死亡保険金受取人の変更について

遺言による死亡保険金受取人の変更はできません。

#### 4. 保険金をお支払いできない主な事由について

保険金をお支払いできない主な事由は次のとおりです。詳細は当パンフレットの該当箇所をご参照ください。

- \* 加入（増額）日から1年以内の被保険者の自殺によるとき
- \* 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意によるとき
- \* 戦争その他の変乱によるとき
- \* 告知していただいた内容が事実と相違し、告知義務違反により保険契約またはその被保険者に対する部分が解除されたとき
- \* 保険契約者または被保険者に詐欺の行為または保険金の不法取得目的があつて保険契約またはその被保険者に対する部分が取消または無効とされたとき
- \* 保険契約者、被保険者または保険金受取人が、保険金を詐取する目的で事故を起こしたときや暴力団関係者・その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由により保険契約またはその被保険者に対する部分が解除されたとき
- \* 高度障害保険金については、原因となる傷害・疾病が加入（増額）日前に生じていたとき。なお、その傷害や疾病等について告知いただいた場合でもお支払いの対象にはなりません（下図を参照ください）



#### 5. 返戻金について

この保険には、脱退による返戻金はありません。

#### 6. 生命保険契約者保護機構について

この制度の引受生命保険会社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご加入時の保険金額等が削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

(お問い合わせ先) 生命保険契約者保護機構 TEL: 03-3286-2820

ホームページアドレス: <http://www.seihohogo.jp/>

#### 7. 信用リスクについて

保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご加入時にお約束した保険金額等が削減されることがあります。

#### 8. 個人情報の取扱いについて

この保険の運営にあたっては、ご加入者さまの個人情報をお取扱いします。ご加入の際には、当パンフレットの該当箇所を必ずご参照いただき、同意のうえお申込みください。

#### 9. お手続きおよびご照会・ご相談・苦情窓口について

##### ○お手続きおよびご照会窓口について

この保険の「加入（金額変更）」「脱退」等のお手続き・契約内容等に関するご照会につきましては、下記の保険契約者連絡先にお問い合わせください。

##### ○保険金のお支払いに関するお手続きについて

- ・保険金のご請求は、保険契約者経由で行っていただく必要がありますので、保険金のお支払い事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに下記の保険契約者連絡先にご連絡ください。
  - ・お支払い事由が発生する事象、保険金をお支払いする場合またはお支払いできない場合については、当パンフレットにも記載しておりますので、併せてご確認ください。
  - ・保険金のお支払い事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金のお支払い事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合等には、すみやかに下記の保険契約者連絡先にご連絡ください。
- [保険契約者連絡先] 日本税理士共済会 外線 03-5740-0321

##### ○ご相談・苦情窓口について

この保険に関するご相談・苦情につきましては、引受生命保険会社連絡先にお申し出ください。

[引受生命保険会社連絡先]

三井生命保険株式会社 法人サポートグループ 03-6831-8867

#### 10. 生命保険協会の「生命保険相談所」について

4ページの「特に重要なお知らせ（契約概要）」をご参照ください。

## 特に重要なお知らせ（契約概要） 団体定期保険

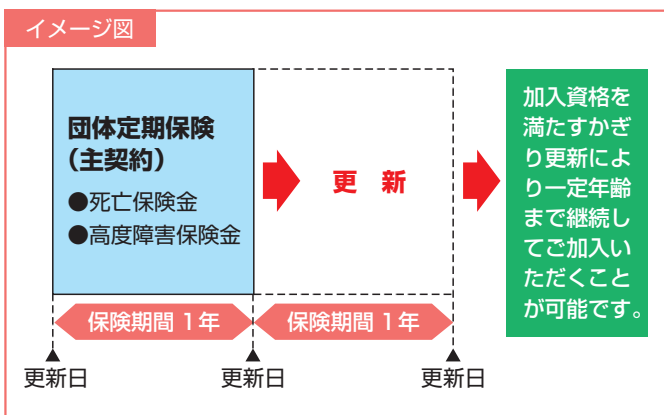
- この『特に重要なお知らせ（契約概要）』は、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しております。ご加入前に必ずお読みいただき、申込者全員（配偶者を含む）が内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。
- 契約概要に記載のお支払い事由や給付に際しての制限事項等は、概要や代表事例を示しています。各項目の詳細については、当パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。また、3ページの「特に重要なお知らせ（注意喚起情報）」についてもご確認ください。

### 1. 商品名称

団体定期保険

### 2. 商品の特徴

この保険は、企業・団体を保険契約者とし、その従業員・所属員等の方について、万一のときの保障を確保するためにご加入いただく団体保険です。保険期間1年の定期保険で、加入資格を満たすかぎり更新により一定年齢まで継続してご加入いただくことが可能です。



※保障内容、負担金、加入資格等の制度内容は当パンフレットをご参照ください。

※加入保険金額は当パンフレットより選択してご加入ください。

### 3. 保険期間について

- ・保険期間は1年間です（中途加入の場合は、次の更新日の前日までです）。
- ・更新時において特段のお申し出がない場合には、保険契約の更新日を基準として1年ごとに更新され、更新限度の年齢まで更新が可能です。また、具体的な保険期間・更新の限度につきましては当パンフレットをご参照ください。
- ・脱退された場合、その時点で保障はなくなります。ただし、保険料期間中は保障が継続されます。

### 4. 保険金をお支払いする主な事由

#### 【主契約部分】

保険金をお支払いする主な事由は次のとおりです。死亡保険金・高度障害保険金のいずれかが支払われた場合には保障は終了します。死亡保険金と高度障害保険金は重複してお支払いいたしません。

死亡保険金	保険期間中に死亡した場合
高度障害保険金	<u>責任開始期以後の傷害または疾病を直接の原因として、保険期間中に所定の高度障害状態のいずれかに該当した場合</u>

### 5. 負担金について

負担金は、毎年の更新時に加入状況・加入者の年齢等に基づき算出し、更新日から適用します。

負担金、払込方法は当パンフレットの該当箇所をご参照ください。

### 6. 配分金について

この保険は1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配分金としてお支払いします。

配分金は、ご加入者数、加入率、支払保険金額の多少、引受生命保険会社の決算等により毎年変動しますので、将来のお支払いをお約束するものではありません。

### 7. 返戻金について

この保険には、脱退による返戻金はありません。

### 8. お手続きおよびご照会、ご相談・苦情窓口について

#### ○お手続きおよびご照会窓口について

この保険の「加入（金額変更）」「脱退」等のお手続き・契約内容等に関するご照会につきましては、下記の保険契約者連絡先にお問い合わせください。

【保険契約者連絡先】

日本税理士共済会 外線 03-5740-0321

#### ○ご相談・苦情窓口について

この保険に関するご相談・苦情につきましては、引受生命保険会社連絡先にお申し出ください。

【引受生命保険会社連絡先】

三井生命保険株式会社 法人サポートグループ 03-6831-8867

### 9. 生命保険協会の「生命保険相談所」について

この商品に係る指定紛争解決機関は（一社）生命保険協会です。（一社）生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

（ホームページアドレス：<http://www.seiho.or.jp/>）なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し解決を依頼した後、原則として1ヶ月を経過しても、保険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っております。

### 10. 引受生命保険会社

この保険は、保険契約者が指定する複数の生命保険会社が共同で引き受けられる契約形態の団体保険です。事務幹事会社が他の引受生命保険会社から委託を受けて事務を行います。引受生命保険会社は各ご加入者の加入保険金額等のうち、それぞれの引受割合による保険契約上の責任を連帯することなく負います。引受生命保険会社については当パンフレットをご確認ください。なお、引受生命保険会社および引受割合は変更することがあります。

【事務幹事会社】

三井生命保険株式会社

本店：〒100-8123 東京都千代田区大手町2-1-1

## その他のご案内

### ● 税務関係

- ・お払込みいただいた保険料（負担金から制度運営費を控除した額）から配分金を控除した額が一般生命保険料控除の対象となります。（所得税法第76条）
  - ・本人の弔慰金（死亡保険金）は、受取人が本人の法定相続人のとき「500万円×法定相続人数」まで非課税です。（相続税法第3条、第12条）
  - ・被保険者が受け取る高度障害保険金は非課税です。（所得税法施行令第30条）
- ※ 2018年4月現在の税制に基づいた記載です。今後、税制改正が行われた場合には記載の内容と相違することがあります。個別の取扱いについては、所轄の税務署・国税局へご確認ください。

### ● 「所定の高度障害状態」とは次の状態をいいます。

- (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの
- (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- (3) 中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- (4) 胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- (5) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (6) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (7) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (8) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

### ● 弔慰金（死亡保険金）・高度障害保険金をお支払いできない場合

次の場合には免責または解除等となり、弔慰金（死亡保険金）・高度障害保険金をお支払いできませんので、お申し込みに際し、特にご注意ください。また、増額された場合には、増額部分についても適用されます。

- (1) 被保険者が加入（増額）日以降1年以内に自殺したとき
  - (2) 保険契約者または保険金受取人が故意に被保険者を死亡させたときまたは高度障害状態にさせたとき
  - (3) 被保険者が戦争その他の変乱によって死亡または高度障害状態となったとき（注）
  - (4) 被保険者が故意に高度障害状態になったとき
  - (5) 告知していただいた内容が事実と相違し、告知義務違反により保険契約またはその被保険者に対する部分が解除されたとき
  - (6) 高度障害保険金の原因となる疾病・傷害が加入（増額）日前に生じていたとき。なお、その疾病や傷害等について告知いただいた場合でもお支払いの対象にはなりません
  - (7) 保険契約者または被保険者に詐欺の行為または保険金の不法取得目的があつて保険契約またはその被保険者に対する部分が取消しまたは無効とされたとき
  - (8) 保険契約者・被保険者または保険金受取人が、保険金を詐取する目的で事故を起こしたときや暴力団関係者・その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由により保険契約またはその被保険者に対する部分が解除されたとき
- （注）該当被保険者数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合には、引受保険会社はその程度に応じ、保険金の全額または削減した金額をお支払いすることがあります。

### ● この制度の引受保険会社は生命保険契約者保護機構に加入しております。

保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご加入時にお約束した保険金額等が削減されることがあります。

なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご加入時の保険金額等が削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問合せください。

（生命保険契約者保護機構 Tel 03-3286-2820 ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>）

### ● 個人情報の取扱いについて

本保険制度の運営にあたっては、日本税理士共済会（保険契約者）は申込書類に記載の個人情報（氏名、性別、生年月日、健康状態等）を本保険制度の事務手続きのため使用し、日本税理士共済会が保険契約を締結する引受保険会社（三井生命保険株式会社（事務幹事会社）および共同取扱会社）へ提出します。

引受保険会社は受領した個人情報を各種保険契約のお引き受け・ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い、引受保険会社の関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、引受保険会社の業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実、その他保険に関連・付随する業務のために利用（注）し、また、日本税理士共済会および他の引受保険会社に上記目的の範囲内で提供します。

なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き、日本税理士共済会および引受保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。引受保険会社は、今後、変更する場合があります、あるいは、再保険の取扱いを行う場合もありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社、再保険会社にも提供されます。

（注）保健医療等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

当制度は日本税理士共済会が生命保険会社と締結する団体定期保険契約により運営されます。

当パンフレットは団体定期保険に関して重要と思われる事項を抜粋して記載したものです。記載のない事項は保険約款に基づき運営いたします。ご不明な点は下記担当者までお尋ねください。

【問 合 せ 先】 日本税理士共済会 事務局 担当：小林 TEL 03-5740-0321

(引受割合)

【引受保険会社】	三井生命保険株式会社	68.15%	〔事務幹事〕
	明治安田生命保険相互会社	18.10%	
	太陽生命保険株式会社	13.75%	

\* 上記の引受保険会社は、各ご加入者の加入額のうち、それぞれの引受割合による保険契約上の責任を負います。

\* 引受保険会社および引受割合は2018年5月1日現在のものであり、今後変更することがあります。

【保険会社窓口】 三井生命保険株式会社 公共・広域法人営業部 担当：塩澤 TEL.03-6831-8840